# 甲府市地域公共交通活性化協議会令和5年度第4回 議事要旨

1. 日 時:令和5年12月26日(火)午前10時00分~午前11時00分

2. 場 所:本庁舎6階 大会議室

3. 議 題:(1)甲府市地域公共交通計画の策定について

・令和5年度第3回会議での指摘事項への対応状況

・目標とする地域公共交通ネットワークと事業内容等

(2) その他

# 4. 会議及び質疑応答 (要旨)

	議事(1) 甲府市地域公共交通計画の策定について
事務局	— 資料説明 — — 資料説明 —
議長(会長)	ただいま、事務局より(1)甲府市地域公共交通計画の策定について、令和5年度第3回会議での指摘事項への対応状況のご説明いただきましたが、何かご意見等はありますか。
委員	- 意見なし —
議長(会長)	私としても、前回指摘した表現について修正されており、魅力的な 交通ネットワークになることが想起できますので、このような形でよ ろしいかと思います。 それでは、次に進みます。次の「目標とする地域公共交通ネットワ ークと事業内容等」について、事務局より説明をお願いします。 — 資料説明 —
議長(会長)	ただいまの事務局からの説明に対しまして、何かご意見等はありますか。
委員	素案の38ページ以降の具体的な計画の取組スケジュールについて、順次実施、実施、準備ができ次第実施等と記載されているが、違いについて説明していただけますでしょうか。
事務局	事業概要に位置付けたものについて、既に事業を実施している中

で、今後も引き続き各年度で行っていくものであれば実施と表記しております。取組の中には関係団体等との調整が必要であり、すぐに実施することが難しい事業もあるため、そのような事業については、実施調整や準備ができ次第実施という主旨で表記しておりますが、表記の統一性について、再度検討いたします。

委員

承知しました。

議長 (会長)

その他、ご意見はありますか。

委員

取り組み内容をもう少し具体的に記載していただけますでしょうか。例えば、新たな移動手段を確保する取り組みについて、他都市でも行っている AI オンデマンド交通等を盛り込む中で毎年度ステップアップしていきますというような内容にした方が良いのではないでしょうか。

具体的な記載となっていないため、このまま特に何もせずに終わってしまうという風に捉えられてしまうのではないかというところが、公共交通の関係者としての懸念点であります。

また、交通空白地域の11地区について、どこが交通空白地域ということになるのでしょうか。

事務局

市内の交通空白地域の11地区については、例えば羽黒地区、北新地区、相川地区、大里地区等です。バス停や鉄道駅から一定の距離が離れている地域が存在する地区のことを指しております。高齢化等によって、バス停まで行くのが難しいという課題もあるため、これらへの対応として何らかの取り組みを行う必要があると考えています。

今年度は、交通空白地域への対応として、自宅から医療機関や商業施設までの間をドアツードアで結ぶ、「こうふデマンドタクシー」の実証運行を行っています。

今後どのような形で対応していくということは検討していくこととなりますが、地域の特性や住民ニーズに応じて移動手段の確保をしていくというのが、今回の計画に記載している交通空白地域の移動手段確保についての概要です。

目標について5年間という期間の中で全ての地域で移動手段の確保することを今の段階で目標と掲げることは難しいと考えているため、何らかの対応を行うという意味でも1地区以上の解消と記載しております。

## 議長 (会長)

取り組みスケジュールとして何を取り組むのかが具体的に記載されていないことや、11地区のうち1地区以上の解消というのは目標として少なすぎるように感じます。どのような新たな交通手段があるのか、それらについてどのように検討していくのかということは記載しておく必要があると思います。具体的に何をやるのか記載がない計画は計画として成り立たないため、記載内容の改善をお願いします。

事務局

承知しました。

委員

素案39ページに運転士不足の解消とありますが、バス事業者のみ対象のような記載になっているため、タクシー事業者も加えていただけますでしょうか。報道等でも目にしているかもしれませんが、コロナ禍の影響等でタクシー運転手が3割程減少しているという中で、タクシー事業者としても人員確保の取り組みは課題となっております。

事務局

運転士不足の解消について、タクシー事業者についても記載に含めるように修正させていただきます。

委員

交通空白地域については、バス停や鉄道駅から外れた地域が交通空 白地域の概念になると考えております。

一方で交通空白地域の対応を行うにあたってバスや鉄道だけでなく、タクシーの維持も重要になってくると思っております。他の自治体では、バス停や鉄道駅から離れた箇所に加えてタクシーの事業所から30分以上離れた箇所を交通空白地域と呼んでいるような自治体もあります。

確認事項になりますが、38ページの観光地の二次利用化の促進について、事業推進の役割が甲府市のみの記載となっておりますが、交通事業者として、昨今のインバウンド等での英語表記の統一が重要な課題と考えております。英語表記が異なることで外国人の方が目的地に辿り着けないことがあるということも伺っております。交通事業者でも多言語化の対応をしているため、交通事業者との連携が必要となってくると思います。甲府市が主体となることは問題ないですが、交通事業者との連携についても必要に応じて追記を検討していただければと思います。

41ページの待合環境の充実や43ページのイベント情報と併せた地域公共交通情報の発信について、「バスロケーションシステム」や「やまなしバスコンシェルジュ」の記載がありますが、こちらのシステムは山梨県バス協会で運営を行っているため、山梨県バス協会も

含めて全体として取り組むような記載にしていただければと思います。

また、バス事業者においては、時刻表のデータ等についてオープンデータ化し、外部のコンテンツプロパイダとも連携して取り組んでおりますので、このあたりも参考にしていただいたうえで、記載内容についてご検討いただければと思います。

事務局

今ご指摘いただいた内容について、特に多様な主体の連携ということを意識する中で、表記内容について再度検討したうえで修正を行います。

議長 (会長)

その他ご意見ありますか。

委員

本計画で重要な部分になるのが、運転手不足の解消です。運転手がいないと今回の事業も推進することができないかと思います。タクシー運転手については、コロナ禍の3年半の間に3割が辞めてしまいました。残っている7割の運転手もコロナ禍で非常に厳しい環境の中過ごしてきた方たちです。その方たちも含めての運転士不足の解消ということを念頭に置いていただければと思います。計画における記載については、どのような理解度で運転士不足の解消を進めていくのかということについて、再度検討をお願いします。公共交通を利用してくれないと、公共交通が無くなってしまうということを考えてもらえればと思います。

事務局

運転士不足の解消ということで、先ほどもお話ししたとおり、バスだけではなく、タクシーも重要になってくると思うので、記載内容を 改めさせていただきます。

本計画では、運転士不足の解消への対応として、採用説明会や職業体験などで新しくドライバーになっていただく方たちを広げていくという記載にしておりますが、今お話しにありましたようにこれまでタクシー運転手をしてきた方についても、利用者を増やしていくという取り組みのひとつとして、観光の二次利用の促進ということも考えております。観光客について、車で県内に来るのではなく、電車やバスなどの公共交通で甲府市に来ていただくことで、タクシーを利用する機会も生まれてくることも考えられますことから、そのような形でタクシー利用も増やしていけるようにしたいと考えており、計画にも記載をさせていただいております。

### 議長 (会長)

運転士不足の解消の推進を事業として取り上げてもらうことは良いことだと思いますが、そもそもの利用者を増やさないと難しいという中で、利用促進の全般的な記載が不足しているのではないかというご指摘なのではないかと思います。長期的な意味で明確な数値が出るのかというところもありますが、実際どのくらいの利用者を増やすのかというところが明確ではないかと思います。

非常に危機的な状況にあるということを踏まえる中で、計画の事業 内容が厳しさに欠けているのではないかと思います。

事務局

事業の内容等について、もう少し具体的な記載に改めるようにいたします。

議長 (会長)

その他、ご意見ありますか。

委員

素案47ページの推進体制の記載が一見しての理解が難しいので、 見やすく整えていただくようにしていただけますでしょうか。

# 議長 (会長)

推進体制について、見やすく整えていただくようにお願いします。 何点か私の方から意見を申し上げます。

39ページのリニア開業を見据えた移動手段等のあり方について、 形式的には2027年以降開業予定となっているところであります が、実際に開業することが決まっている中で、検討を5年間続けると いうのはいかがなものでしょうか。少なくとも開業時には何らかのサ ービスが提供できるという形になるように検討をお願いします。

42ページの地域公共交通利用者へのお得な特典ですが、既に交通 事業者とスーパーマーケット等が連携しているという事例もあります ので、各事業者がサービスを提供するモチベーション、インセンティ ブ、実施調整の仕組みで、どのようにすればこれが成り立つのかとい うことをもう少し確認していただき、実際に提供している事業者を把 握していただいて、ほかの事業者でも普及啓発していただけるような 仕組みにすることが良いと思います。

43ページの本市役所内の事業間連携の推進について、例えば立地 適正化計画では、公共交通ネットワークの事業との整合性を図る旨の 記載があるため、そことどのように連携できるのかということは検討 していただければと思います。

4.4ページのライフステージに応じた地域公共交通の情報発信ですが、転入者に対しての情報提供は有効であると思いますが、免許返納者に対しては、免許を返納する時点での公共交通への転換は非常に難

しいのが現実かと思いますので、免許返納者に対しては、ライフステージの変化に合わせるのではなく、免許返納する前から交通安全も含めた何らかの取り組みを検討していただく必要があるのではないでしょうか。

また、今回の計画について、今後はどのような流れになるのでしょうか。

## 事務局

地域公共交通計画の今後のスケジュールについて、本日の意見を踏まえて必要な修正を行い、1月中に庁内での審議を経て、2月にパブリックコメントを実施し、そこでいただいたご意見を反映させたうえで3月に協議会で審議していただき、計画を策定することを考えております。

## 議長 (会長)

令和6年3月にまとめるということなので、今後お気づきの点があれば事務局まで問い合わせをいただければと思います。

#### 事務局

本計画については、今回の内容を修正してパブリックコメントを行う予定であります。修正内容の確認については、会長にご一任いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

# 議長 (会長)

事務局の提案について、修正内容の確認は会長に一任という形でよろしいでしょうか。

## 一 委員一同了承 一

## 議長 (会長)

そうしましたら、今回出た意見について事務局において反映をしていただき、内容の確認は私の方でしていただくことで、よろしくお願いします。

では、議事(2)に進みます。「その他」について各委員から何かありますでしょうか。

#### 委員

直接の協議会の議事とは異なりますが、公共交通事業者として、近 況の報告をさせていただきます。

コロナ禍により公共交通事業者においては非常に厳しい状況の中、 経営を続けてまいりました。本年5月に新型コロナウイルス感染症が 5類相当に移行となったことで、少しずつ利用者が回復してきたとこ ろではありますが、やはりコロナ禍において、新しい生活スタイルと いう言葉に代表されるように移動手段のニーズが大きく変わってき ているところであります。公共交通利用者が回復傾向とはいいつつも、現状においてもコロナ禍前に戻らない状況であります。一方で燃料費や物価の上昇、2024年の労基法改正を踏まえた運転士不足等により、運行を維持するための経費も大幅に増加している状況です。公共交通の収支が厳しい中で、バス事業者においては運賃改定も実施しているところであります。市民、県民の皆様におかれては、物価上昇の中、厳しいところではありますが、公共交通の継続的な維持、安全安心の提供に向けてご理解をお願いします。事業者の中では、新年度に向けて、新たな通勤、通学需要ニーズに向けた取り組みを行っております。皆様においても、各地域や職場において公共交通の利用促進のご案内についてご理解、ご協力をお願いします。年末に向けて、忘年会等のシーズンかと思いますので、飲酒運転の防止を踏まえて、少なくともこういった時でもバスやタクシー等の公共交通の利用を促していただければと思います。

## 議長 (会長)

委員の皆様には、各自で公共交通の利用促進について取り組んでいただければと思います。

その他、意見は特にないようですので、事務局においては、本日挙 げられた意見等を計画の策定に反映するようお願いさせていただく ところであります。

以上をもちまして、本日予定しておりました議事を終了いたしま す。本日はありがとうございました。

以上